

令和7年度
学校防災計画

徳島医療福祉専門学校

目 次

第1	総則	・ ・ ・ ・ ・ 1
第2	徳島医療福祉専門学校防災対策組織	・ ・ ・ ・ ・ 1
第3	各災害時の対応	・ ・ ・ ・ ・ 4
第4	避難所運営支援	・ ・ ・ ・ ・ 4
第5	学校活動の再開	・ ・ ・ ・ ・ 4
第6	防災教育及び防災訓練	・ ・ ・ ・ ・ 4
第7	学校防災計画の学生等及び保護者への周知徹底	・ ・ ・ ・ ・ 5
第8	地域社会との連携	・ ・ ・ ・ ・ 5
第9	学校防災計画の継続的改善	・ ・ ・ ・ ・ 5

資料編

【災害予防対策と事前準備事項】	6
【学校防災対策委員会編成表】	7
【学校災害予防管理組織表】	7
【定期自主点検検査票】	8
【校内防火機器等配置図及び校内避難経路図】	9
【備蓄物品管理表】	11
【防災教育及び防災訓練についての年間計画】	12
【防災訓練チェックシート・地震訓練用】	13
【防災訓練チェックシート・火災訓練用】	14
【学校防災計画チェックシート】	15
【教職員非常参集配備体制表】	16
【非常体制時の連絡方法と流れ】	17
【学校災害対策本部編成表】	18
【学校災害対策本部組織の分担と担当及び役割】	18
【学校災害対策本部組織図と分掌】	19
【災害対策本部の設置基準と設置場所】	19
【災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物品】	19
【災害発生時における情報連絡体系図】	20
【災害発生時における被害状況調査報告体系図】	20
【様式1 災害発生時緊急報告用紙】	21
【学校の概況や立地条件】	22
【地震発生時の基本対応及びその流れ・校内】	23
【地震発生時の情報収集のための機器や方法】	24
【地震発生時の警戒と避難の判断基準と非常参集配備体制及び避難場所】	24
【地震発生時に持ち出さなければならない重要書類と保管場所】	24
【地震発生時の基本対応及びその流れ・臨床実習】	25
【地震発生時の基本対応及びその流れ・課外活動時】	26
【地震発生時の基本対応及びその流れ・登下校中】	26
【地震発生時の基本対応及びその流れ・寮在室時】	26
【地震発生時の基本対応及びその流れ・在宅時】	27
【火災発生時の基本対応及びその流れ・校内】	28
【火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法】	29
【火災が発生した場合に持ち出さなければならない重要書類と保管場所】	29
【学生の下校等の安全確認基準と対応について】	29
【学生が在校時以外の学校火災での対応】	29
【学外活動中の火災での対応】	29
【寮の火災での対応】	30
【在宅時の広域災害発生時の火災での対応】	30
【風水害・大雪発生時の基本対応及びその流れ】	31
【竜巻注意情報が発令された場合の対応】	31
【休日及び夜間に学生寮に『避難指示』が発令された場合の対応】	31
【連絡担当寮生の役割と選任について】	32
【危険生物に対する対応・情報を入手した場合】	32
【危険生物に対する対応・発見、遭遇した場合】	32
【風水害・大雪が発生した場合の情報収集のための機器や方法】	32
【怪我・疾病等アクシデント発生時の基本対応、連絡方法と流れ】	32
【地域避難所運営支援計画】	33
【学校教育活動の再開に向けての計画】	35
【学生配布用学校防災マニュアル】	巻末

徳島医療福祉専門学校防災計画

第1 総 則

1 目 的

この計画は、徳島医療福祉専門学校の防災管理についての必要な事項を定め、各種の自然災害並びに不審者等の人災の予防を図り、災害発生時の学生並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とする。

2 基 本 方 針

- (1) 学生及び教職員の生命の安全を第一とし、各災害種別に徳島医療福祉専門学校に応じた災害に対する備え、避難方法、学生の登下校・学校待機等の対応方法を策定する。
- (2) 教職員の役割を明確にし、各災害時に対応した具体的行動計画を策定することにより、各災害より学生の安全を確保し、地域住民の安全確保のための支援を行う。
- (3) 防災教育・防災訓練を実施し、学生の災害に対する対応能力・判断力・行動力を育む。
- (4) 徳島県子ども未来部子ども未来政策課・勝浦町総務防災課・地域自主防災組織・保護者・その他関係機関等との密接な連携を図り、学生の安全の確保に努めると共に、学校が被災した場合の再開させるための日程、作業内容について計画し、早急な学校教育活動の再開を目指す。

第2 徳島医療福祉専門学校防災対策組織

1 学校防災対策委員会

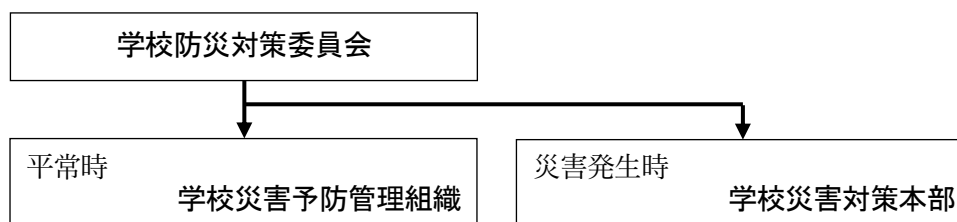
(1) 学校防災対策委員会の設置

災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、校長を委員長とする学校防災対策委員会(P7)を設置する。

(2) 学校災害予防管理組織と学校災害対策本部の設置

学校防災対策委員会の下に、平常時の対応組織として学校災害予防管理組織(P7)を、災害時の対応組織として学校災害対策本部(P18・P19)を編成する。

(3) 組織図



(4) 審 議 事 項

学校防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- 1) 防災計画、消防計画の立案及び変更に関する事
- 2) 学生の安全、保護及び管理に関する事
- 3) 学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関する事
- 4) 避難施設及び消防用施設等の維持管理に関する事
- 5) 防災に関する組織の運営に関する事
- 6) 地震・津波、火災、風水害等の災害対策に関する事
- 7) 防災教育及び防災訓練とその実施方法等に関する事(P12-P15)
- 8) 緊急時の情報連絡体制の整備に関する事(P17・P20)
- 9) その他防災管理に関する事

2 学校災害予防管理組織及び防災対策

平素における災害等の防止並びに学生及び校舎の安全確保，管理を図るため，学校災害予防管理組織(P7)を編成し，施設管理責任者，施設管理担当者，室管理担当者を置き，次のとおり役割を分担する。

- (1) 施設管理責任者には学校長を充てることとし，同代理者に総務部長を充て，次の業務を行うものとする。
 - 1) 学校防災計画及び学校防災マニュアル（学生配布用）の作成，検討及び変更
 - 2) 施設・設備の管理並びに火気使用設備，危険物施設等の点検検査の実施及び監督(P7・P8)
 - 3) 消防用設備等の点検設備の実施及び監督(P9・P10)
 - 4) 火気の使用または取り扱いに関する指導監督(P7)
 - 5) 増改築，修繕等の工事時における火災予防上の指導
 - 6) 施設管理担当者、室管理担当者に対する業務の指導及び監督
 - 7) 学生，教職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導(P12)
 - 8) 勝浦町総務防災課及び徳島県こども未来部こども未来政策課との防災対策に関する連携の推進
 - 9) その他防災・防火等に関する必要な業務
- (2) 施設管理責任者は次の業務について，勝浦町総務防災課への報告，届出を行うものとする。
 - 1) 防災計画の提出
 - 2) 建物及び諸設備の設置または変更に伴う諸手続
 - 3) 増改築，修繕等を行う際の事前連絡
 - 4) 消防用設備等の点検結果の報告
 - 5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
 - 6) その他法令に基づく諸手続
- (3) 施設管理担当者には総務課主任を充てることとし，次の業務を行うものとする。
 - 1) 自主点検検査(P8)
 - 2) 防災用備蓄物品の管理(P11)
 - 3) 施設管理責任者の補佐
- (4) 室管理担当者は，次の業務を行うものとする。
 - 1) 担当区域内の火気管理
 - 2) 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
 - 3) 地震等に備えた安全措置等の維持管理
 - 4) 担当の施設・設備の自主点検検査
 - 5) 防災用備蓄物品の管理(P11)
 - 6) 施設管理責任者・施設管理担当者の補佐
- (5) 建物等の自主点検検査は，次によるものとする。
 - 1) 日常の点検検査は学校災害予防管理組織表(P7)の室管理担当者が随時行う。
 - 2) 定期点検検査は定期自主点検検査票(P8)に基づき，施設管理責任者または施設管理担当者が行う。
 - 3) 定期点検検査の時期は6か月に1回以上とする。
 - 4) 校長は，点検結果による不備欠陥事項については速やかに改修等の処置をする。
 - 5) その他の点検・自己評価は次の通りとする。
 - ・ 学校防災計画にかかる備蓄物品の点検・補充は6か月に1回以上とする。
 - ・ 防災教育及び防災訓練の自己評価・見直しは毎回の実施後に行う。
 - ・ 学校防災計画についての自己評価・見直しは，必要に応じて随時実施する。

(6) 消防用設備等の点検は次によるものとする。

- 1) 消防用設備等の法定点検は、機器点検を6か月ごとに、総合点検を1年に1回実施するものとし専門的知識及び資格を有するもの（点検設備業者）が実施し、施設管理責任者はこれに立ち合う。

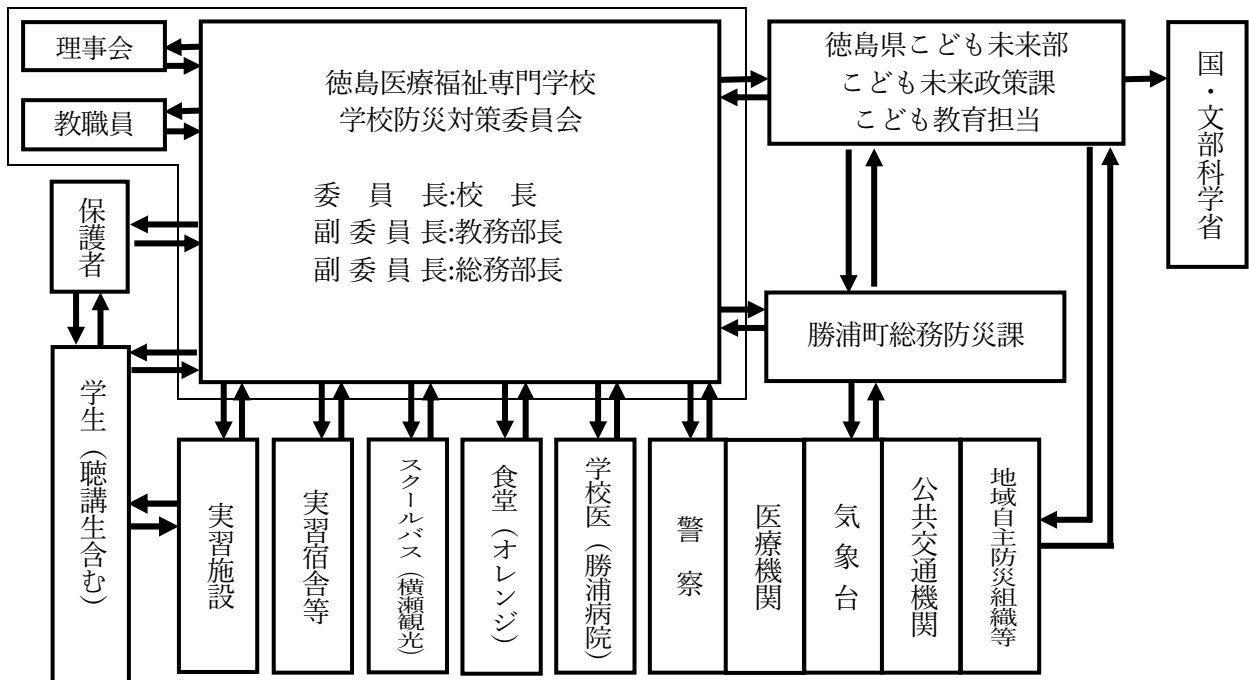
消防用設備等の種類	消火器 ・ 屋内消火栓設備 ・ 自動火災報知機 ・ 避難器具 ・ 誘導灯
機器点検	6か月ごと
総合点検	1年に1回
点検設備業者	四国電気保安協会

- 2) 消防用設備等の自主点検は、施設管理責任者、施設管理担当者、室管理担当者が随時行う。

(7) 施設管理責任者は、避難経路図(P9・P10)を作成し、学生及び教職員に対して避難経路の周知徹底を図る。避難経路図には屋外に通じる避難経路を明示し、各階の消防用設備等の配置状況を明示する。

(8) 施設管理責任者、災害時における情報連絡並びに対応を的確かつ円滑に行うため、平常時においても次の情報連絡体制を整備し、活用する。

- 1) 勝浦町総務防災課及び徳島県子ども未来部子ども未来政策課との情報連絡体制及び手段
- 2) 教職員間・学校学生間・学校保護者間の情報連絡体制
- 3) 学校と臨床実習施設及び実習宿舍等との情報連絡体制
- 4) 学校と防災上の関係諸機関との情報連絡体制
- 5) 防災無線、インターネット等の情報発信・収集手段の整備と活用



(9) 施設管理責任者は、災害発生時に備え、必要な品目等を所定の場所に準備、保管する。

- 1) 緊急救助用備品
- 2) 人員点呼備品
- 3) 安全確認・誘導用備品
- 4) 情報収集・通信用備品
- 5) 消火用備品
- 6) 非常用飲料・食料備品
- 7) その他非常用備品

3 学校災害対策本部(P18)

災害が発生、または発生するおそれがある時は、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、教務部長・総務部長を副本部長として、学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

- (1) 学校災害対策本部の組織形態及び業務については、学校災害対策本部組織編成表に定める。
- (2) 職員の配備体制については、教職員非常参集配備体制表に定める。(P16)
- (3) 学校災害対策本部の設置については、学校の状況に応じて、校長が決定する。

第3 各災害時の対応(P23-P32)

各災害時における教職員及び学生の対応については、地震、火災、風水害等の災害ごとに想定される場面別に対応する。

第4 避難所運営支援(P33)

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、避難所運営支援計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、勝浦町災害対策本部が担当し、教職員は、勝浦町災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアなど関係機関との連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発生初期の段階においては、勝浦町災害対策本部員による対応が困難な場合も想定される。そのため、災害直後から数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することを想定しておくものとする。

第5 学校教育活動の再開(P35)

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動を再開するための活動を行う。

第6 防災教育及び防災訓練

防災管理者は、災害から学生の安全を確保するために、年間計画(P12)を作成し、計画に従い防災教育に取り組み、防災訓練を実施する。

- (1) 学校で定めておくべきこと
 - ・ 防災教育のねらい、学年別重点項目、主な指導内容、指導方法等
 - ・ 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
 - ・ 学校、家庭、地域社会との連携に関する事項
 - ・ 災害時及び事後の心の健康に関する事項
- (2) 防災教育年間計画作成上の配慮事項
 - ・ 学生及び地域の状況の実態に即した計画であること
 - ・ 組織的、発展的な計画であること
 - ・ 全教職員の共通理解に基づく計画であること
- (3) 防災訓練について
 - ・ 施設管理責任者は、前記の防災教育の年間計画と併せて、教職員及び学生等に対する防災訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。
 - ・ 施設管理責任者は、自衛消防訓練をする場合、事前に勝浦町総務防災課に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。
- (4) 教職員の防災訓練と防災訓練シミュレーションの検討
 - ・ 学生との防災訓練のみならず、教職員のみのあるあらゆる場合を想定した防災訓練（シミュレーションを含む）を実施し、必要に応じて防災訓練の在り方を検討する。

第7 学校防災計画の学生等及び保護者への周知徹底

校長は、学校防災計画に基づく学校防災マニュアルを作成及び配布し、学生（聴講生を含む）及び保護者への周知徹底を図る。

- （１）学生等 ・・・ 新学年開始時期の全校集会・ホームルーム活動，防災訓練実施時，防災教育活動時に周知徹底する。
- （２）保護者 ・・・ 入学式後の新生保護者説明会，後援会総会等を利用し，周知徹底する。

第8 地域社会との連携

校長は、学校防災の取組を地域に広く周知するため、ホームページ等を通じて情報発信すると共に、日頃から勝浦町総務防災課や地域自主防災組織など地域社会と密接な連携協力を図る。また、地域の防災体制の把握に努め、学校が被災した際の協力体制の確立など、地域ぐるみで学生等を災害から守る環境を整えていくものとする。

第9 学校防災計画の継続的改善

施設管理責任者は、平常時から、本計画を継続的に改善し、学校防災力の向上を図っていくため、防災教育・防災訓練等の実施後、チェックシート等を活用し、計画の点検・検証等，問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

【災害予防対策と事前準備事項】

- 1) 徳島医療福祉専門学校防災計画の作成及び点検(P1・P15)
 - ・施設管理責任者が作成し、全教職員、勝浦町総務防災課、徳島県こども未来部こども未来政策課に配布する。
- 2) 徳島医療福祉専門学校防災マニュアルの作成及び点検
 - ・施設管理責任者が作成し、学生（聴講生を含む）及び保護者に配布する。
- 3) 緊急連絡体制の作成(P17)
 - ・教職員用は総務課が作成し管理する。
 - ・学生用は各担任が作成し、教育指導課が管理する。
 - ・スクールバス通学生用は通学生支援長が作成し、教育指導課が管理する。
 - ・寮生用は寮生支援長が作成し、教育指導課が管理する。
 - ・学校保護者間は各担任が連絡網を作成し、教育指導課が管理する。
 - ・携帯及び自宅の電話番号と携帯メールアドレス等を用いる。
- 4) すだちくんメールへの登録
 - ・教育指導課が教職員・学生の登録情報の管理を行う。
- 5) 学校での避難経路や避難方法の確認(P9・P10)
 - ・各災害を想定した避難経路等の確認を各自が行う。
- 6) 通学途中の避難経路や避難方法の確認
 - ・各災害を想定した避難経路等の確認を各自が行う。
- 7) 防災対策における学校と臨床実習施設との連携(P25)
 - ・教育指導課は各実習施設との情報交換及び事前調整を行う。
- 8) 臨床実習中の避難経路や避難方法の確認(P25)
 - ・実習生は各自の実習施設及び実習宿舍の避難経路や避難方法の確認を行う。
- 9) 学校防災教育・防災訓練の実施(P12)
 - ・教職員に対し、徳島医療福祉専門学校防災計画に基づく防災教育を行う。
 - ・学生等に対し、徳島医療福祉専門学校防災マニュアルに基づく防災教育を行う。
 - ・年1回以上、防災訓練（すだちくんメール・緊急連絡体制のテストを含む）を実施する。
- 10) 施設・設備の定期自主点検の実施(P8)
 - ・日常の点検検査は学校災害予防管理組織表の室管理担当者が随時実施する。
 - ・定期自主点検検査票に基づいた自主点検は施設管理責任者が実施する。
 - ・定期自主点検検査票に基づいた自主点検は6か月に1回以上実施する。
- 11) 備蓄物品の管理(P11)
 - ・施設管理責任者は備蓄物品管理表に基づき備蓄備品を管理する。
 - ・備品の点検・補充は備蓄物品管理表に基づき施設管理担当者と室管理担当者が実施する。
 - ・備品の点検・補充は1年に1回以上実施する。
- 12) 各家庭での学生・保護者間の連絡方法等のルール作り
 - ・各家庭で、学生と保護者が連絡を取り合う方法・落ち合う場所を、具体的に決めておく。

【学校防災対策委員会編成表】

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長	末善 守	施設管理責任者
副委員長	教務部長	伊勢 和彦	
副委員長	総務部長	松平 紀亮	施設管理責任者代理者（防火管理者兼務）
委員	P T 学科長	仁木 半	教育指導課長
〃	O T 学科長	森口 智恵美	教育指導課長
〃	PT 学科長補佐	松田 寛子	教育指導課係長
〃	OT 学科長補佐	坂東 仁志	教育指導課係長

【学校災害予防管理組織表】

施設管理責任者代理者（防火管理責任者） 松平 紀亮 施設管理担当者 谷口 莉歩

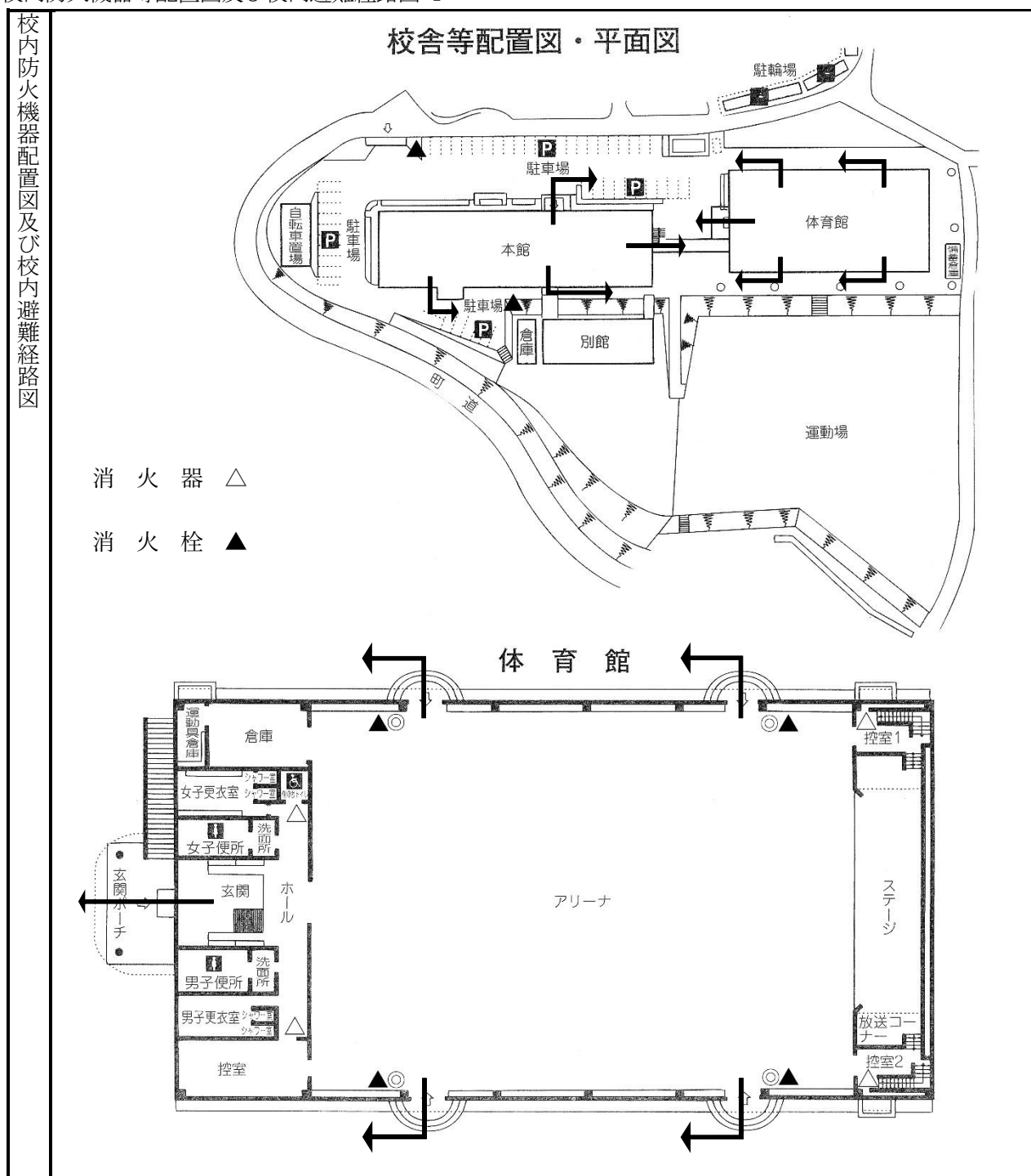
No	担当場所	室管理担当者	No	担当場所	室管理担当者
1	1F 校長室	末善・伊勢	30	3F 第4講義室（OT2）	作業2学年担任
2	1F 事務室	松平	31	3F 第5講義室（OT1）	作業1学年担任
3	1F 図書室	松田・濱・表原	32	3F 評価実習室	坂東
4	1F 応接室	松平	33	3F 男子トイレ	池野
5	1F パソコン室	向島	34	3F 女子トイレ	谷口
6	1F 会議室及び講師控室	伊勢・谷口	35	3F 機能訓練室及び倉庫	芳野
7	1F 教員室	仁木・森口	36	3F 治療実習室及び教材準備室	村上・濱
8	1F 印刷室	表原	37	3F 日常動作訓練室	小林・出口
9	1F 湯沸室	表原	38	別館 1F 第6講義室	2学年両担任
10	1F 玄関・ホール・下足入	松平	39	別館 1F 別館会議室	松平
11	1F 男子トイレ	池野	40	別館 1F 男子トイレ	池野
12	1F 女子トイレ	谷口	41	別館 1F 女子トイレ	谷口
13	1F 倉庫・EV機械室・EV	松平	42	別館 2F 第7講義室（PT3）	理学3学年担任
14	1F 水浴室及び水浴室更衣室	松田	43	別館 2F 第8講義室（OT3）	作業3学年担任
15	1F 食堂及び食堂倉庫	表原	44	倉庫棟 2F 倉庫1及び倉庫2	松平
16	1F 厨房	松平	45	倉庫棟 2F 倉庫3	松平
17	1F 基礎作業実習室	菅村	46	倉庫棟 1F 倉庫4及び倉庫5	池野
18	1F 職員更衣室	谷口	47	倉庫棟 1F 倉庫6	出口・菅村
19	1F 保健室	谷口	48	体育館アリーナ	表原
20	2F 基礎医学実習室及び教材準備室	向島	49	体育館ステージ・放送コーナー・控室	表原
21	2F 男子更衣室	向島	50	体育館ホール及び控室	表原
22	2F 女子更衣室	小林	51	体育館男子更衣室	池野
23	2F 男子トイレ	池野	52	体育館女子更衣室	谷口
24	2F 女子トイレ	谷口	53	体育館男子トイレ	池野
25	2F 第1講義室	1学年両担任	54	体育館女子トイレ	谷口
26	2F 第2講義室（PT1）	理学1学年担任	55	体育館倉庫及び運動具倉庫	出口・菅村
27	2F レクリエーション室	小林	56	校舎壁・校舎照明・駐輪場・駐車場・グラウンド	松平
28	2F 第3講義室（PT2）	理学2学年担任	57	学生寮（鹿背山寮）	表原
29	2F 補装具室	菅村			

【定期自主点検検査票】

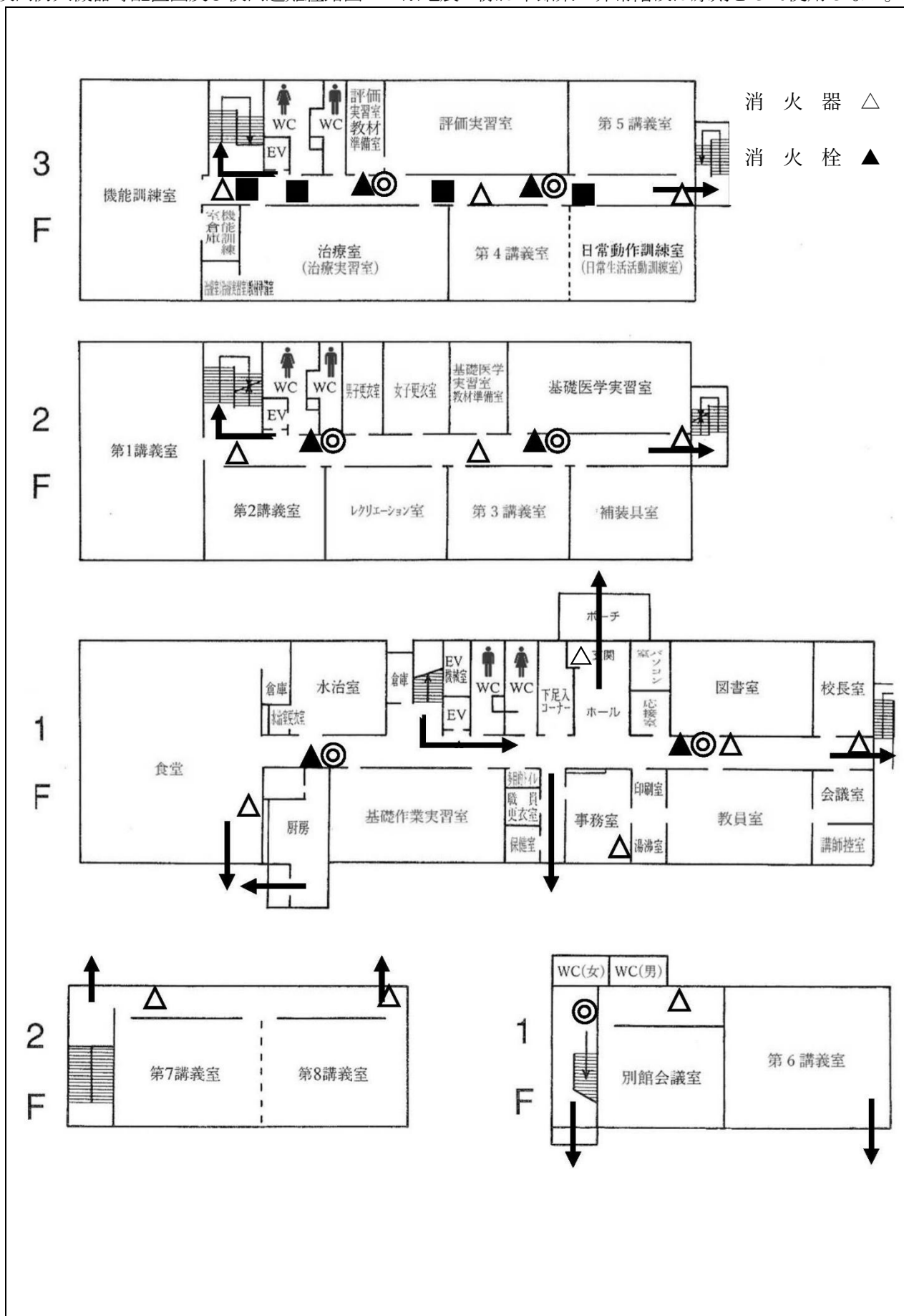
検査実施項目及び確認箇所			結果
建築 構造 物等	柱、梁、壁、床	・コンクリートに欠損、ひび割れ、脱落、風化等はないか。	
	天井	・天井に、剥落のおそれのあるたるみやひび割れ等がないか。	
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石、タイル、モルタル等に剥落のおそれのあるひび割れや浮き上がり等がないか。	
		・外壁の耐火構造等に損傷はないか。	
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等に脱落のおそれのある弛み、ひび割れはないか。	
	その他	・防火区画を構成する壁、天井に損傷はないか。	
防火・ 避難 施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。	
		・避難通路に支障となる物品は置いていないか。	
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。	
	避難口 (出入口)	・扉の開放方向は避難上支障がないか。	
		・避難階段等に通じる出入口、屋外への出入口の幅は適切か。	
		・避難口付近に支障となる物品は置いていないか。	
屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。		
火気 使用 設備	水治室設備	・老朽化や損傷はないか。	
	基礎医学実習室設	・老朽化や損傷はないか。	
	日常動作訓練室設	・老朽化や損傷はないか。	
	ガス元栓	・閉まっているか。	
	ガス給湯器	・老朽化や損傷はないか。	
	コンロ・ガス管	・老朽化や損傷はないか。	
	ガストーブ 石油ストーブ	・周りに引火物がないか。	
		・安全装置は作動するか。	
危険 物施 設等	ガラス器具	・転倒あるいは落下し、破損や飛散をしないか。	
	薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。	
		・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。	
		・薬品は種類別に収納されているか。	
		・自然発火の防止措置は取られているか。	
	食器類	・転倒あるいは落下し、破損や飛散をしないか。	
	油類	・転倒あるいは落下し、流出することはないか。	
工作機械・用具	・転倒あるいは落下しないか。		
電気 設備	電気器具・設備	・設備に亀裂、老化、損傷はないか。	
		・コードに亀裂、老化、損傷はないか。	
		・タコ足配線による接続はしていないか。	
		・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。	
		・変電設備は、有資格者が定期的に検査しているか。	
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり、移動したりしないか。	
	テレビ・PC	・転倒、落下、極端な移動はしないか。	
	照明器具	・落下したりしないか。	
	サッカーゴール等	・転倒したりしないか。	
	ブロック塀等	・破損、転倒等しないか。	
(検査年月日 令和 年 月) (検査者名)			
注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。			

【校内防火機器等配置図及び校内避難経路図】

校内防火機器等配置図及び校内避難経路図-1



校内防火機器等配置図及び校内避難経路図-2 ※地震の際は本館東の非常階段は原則として使用しない。



【備蓄物品管理表】

備 蓄 品 名		数 量	使用期限	保管場所	管理担当者	確認日
救急救助用品	救急医薬品(箱一式)	1		保健室	谷口莉歩	R7.3.19
	担架	1		保健室	谷口莉歩	R7.3.19
	A E D	1		非常階段下	谷口莉歩	R7.3.19
安全確認・誘導用備品	非常用工具 1 式	1		印刷室	谷口莉歩	R7.3.19
	ハンドマイク	1		印刷室	谷口莉歩	R7.3.19
	懐中電灯	6		印刷・事務・教員室	谷口莉歩	R7.3.19
予備乾電池	予備乾電池 (単 1)	30		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
	予備乾電池 (単 2)	30		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
	予備乾電池 (単 3)	30		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
	予備乾電池 (単 4)	30		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
情報収集・通信用備品	ラジオ (乾電池式)	2		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
	勝浦町防災用無線 (受信専用)	1		事務室	谷口莉歩	R7.3.19
	トランシーバ	7		印刷室	谷口莉歩	R7.3.19
消火設備品	消火器	18			谷口莉歩	R7.3.19
	消火栓	10			谷口莉歩	R7.3.19
飲料・食料備品	7年保存飲料水 500ml 入り	312	R8.1.15	備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
	カロリーメイト	300	R7.11.2	備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
生理用品	昼用	900		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
	夜用	140		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
その他	ブルーシート	15		体育館舞台下	谷口莉歩	R7.3.19
	石灰	1		体育館倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
	雨具	5		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19

※ 備蓄倉庫鍵保管場所：体育館キーボックス 20 番・事務室スペアキーボックス緑 56 番

【防災教育及び防災訓練についての年間計画】

月	行事名・訓練の内容	対象	担当者
4	学校防災計画の作成・配布	教職員	施設管理責任者
	学校防災マニュアルの配布・新年度オリエンテーション	2・3学年	教育指導課
	学校防災マニュアルの配布・新入生保護者説明会	新入生保護者	教育指導課
	学校防災マニュアルの配布・新入生オリエンテーション	新入生	教育指導課
	学校保護者間の緊急連絡体制の整備（新入生保護者の連絡先登録）	新入生保護者	教育指導課
	各学科・学年の緊急連絡網作成	学生 全学年	教育指導課
	新入生のすだちくんメール登録	新入生	教育指導課
	すだちくんメールの学年リスト整理	学生 全学年	教育指導課
	すだちくんメール・各緊急連絡体制のテスト	学生・教職員	教育指導課
	スクールバス通学生緊急連絡網整備	スクールバス通学生	教育指導課
	寮生緊急連絡網整備	寮生	教育指導課
	臨床実習オリエンテーション（PT・OT 3年）	3学年	教育指導課
5	学生集会・連休中の災害対策について	1・2学年	教育指導課
6	保護者会総会・学校防災計画の説明	保護者	施設管理責任者
	定期安全点検実施	施設・備品	施設管理担当者
7	臨床実習オリエンテーション（PT・OT 2年）	2学年	教育指導課
	ホームルーム・長期休暇中の災害対策について	1・2学年	教育指導課
9	防災訓練・消火訓練・応急処置・AED講習	学生・教職員	施設管理責任者
	臨床実習オリエンテーション（PT・OT 1学年）	1学年	教育指導課
10	次年度の学校防災計画・学校防災マニュアルの検討	学生・教職員	施設管理責任者
12	定期安全点検実施	施設・備品	施設管理担当者
	ホームルーム・長期休暇中の災害対策について	学生 全学年	教育指導課
3	学校保護者間の緊急連絡体制の整備（卒業生保護者の連絡先削除）	卒業生保護者	教育指導課
	卒業生のすだちくんメール登録削除	卒業生	教育指導課
	ホームルーム・長期休暇中の災害対策について	1・2学年	教育指導課
	次年度の教職員緊急連絡体制の整備	教職員	施設管理責任者

[illegible]

【防災訓練チェックシート・火災訓練用】

防災訓練チェックシート [火災訓練用]									
記載者名	校長	副校長	総務部長	教務部長	総務次長	教務次長	総務課長	PT学科長	OT学科長
防災訓練日程	防災訓練実施日：令和 年 月 日 曜日 ： 校内放送にて〔防火管理者〕 「火災が発生しました。出火場所は〇〇〇〇です。速やかに屋外に避難しなさい。」 出火場所： _____ ： 避難開始 ： 避難所の指示〔 ☐ 校舎本館前駐車場 ☐ 別館側駐車場 ☐ その他： _____〕 ： 学生の安全確認・避難完了								
想定する被害	☐ 校舎本館全焼 ☐ 校舎別館全焼 ☐ 全校舎全焼 ☐ 体育館全焼 ☐ 全施設全焼 ☐ 負傷者無 ☐ 負傷者有〔 _____ 〕								
防災訓練実施後の自己評価〔 ☐ ：できている ☐ ：改善の余地あり ☐ ：できていない〕									
項	目								評価
(ア) 屋外への緊急避難について									
1・避難経路での混雑等はなかったか。									
2・避難経路で避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。									
3・避難は迅速になされたか。									
3・配慮を要する学生等への対処は適切であったか。									
4・学生等の避難行動に問題はなかったか。									
(イ) 指示された避難所での対処									
1・避難所への避難誘導は適切になされたか。									
3・配慮を要する学生等への対処は適切であったか。									
2・避難所での学生の集合は混乱なくなされたか。									
3・学生等の人員確認は迅速にできたか。									
4・避難所での学生等の行動に問題はなかったか。									
5・情報の収集のための機材、手段は確保されたか。									
6・非常持ち出し物はそろっていたか。									
7・教職員は役割を遂行できたか。									
(ウ) ☐ 消火訓練 ・ ☐ 応急処置 ・ ☐ AED講習 ※実施した場合は ☐ にレ									
1・消火訓練は問題なく遂行できたか。									
2・応急処置は問題なく遂行できたか。									
3・AED講習は問題なく遂行できたか。									
(エ) その他									
1・その他、想定外の問題点はなかったか。									
(オ) 問題点の集約と改善策									

【学校防災計画チェックシート】

[illegible]

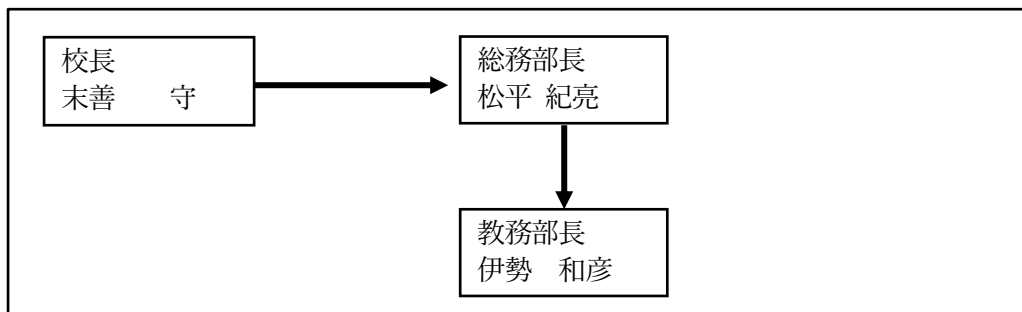
【教職員非常参集配備体制表】

非 常 参 集 配 備 体 制		
第 1 非 常 体 制	第 2 非 常 体 制	第 3 非 常 体 制
1. 大雨注意報等が発表され、 相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度 5 弱の地震が発生したとき 3. 徳島県に津波注意報が発表されたとき 4. 臨床実習生の実習先の自治体に津波注意報が発表されたとき	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度 5 強の地震が発生したとき 5. 徳島県に津波警報が発表されたとき 6. 台風が臨床実習生の実習先の自治体を通過することが確実とされたとき 7. 臨床実習生の実習先の自治体に震度 5 弱以上の地震が発生したとき 8. 臨床実習生の実習先の自治体に津波警報が発表されたとき 9. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	1. 学校災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき
職名	職名	職名
校 長 教務部長 総務部長	第 1 非常体制に加え 総務課職員 理学療法学科 学科長 作業療法学科 学科長	全 職 員

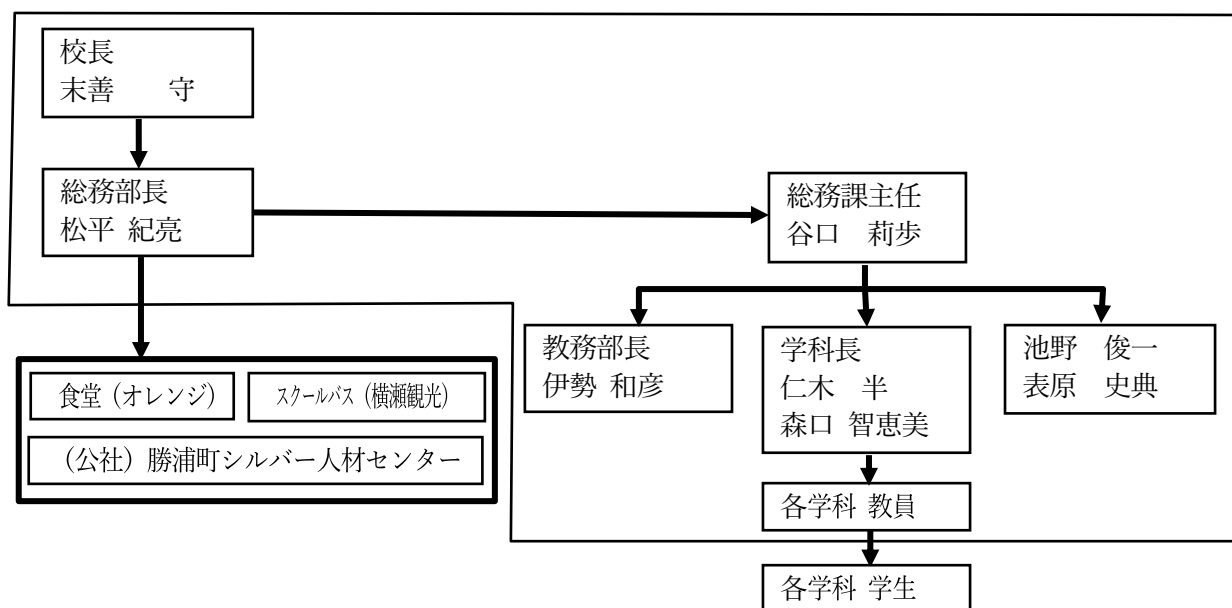
【非常体制時の連絡方法と流れ】

方法	1) 携帯メール・電子メールによる一斉連絡・安否確認, グループ連絡, 個別連絡 2) 携帯電話・固定電話による連絡・安否確認 3) すだちくんメールによる安否確認
----	--

第1 非常体制時



第2・3 非常体制時



<通勤圏別職員一覧>

近距離圏	(5Km 未満)	松平・小林
中距離圏 1	(5 Km 以上, 10 Km 未満)	—
中距離圏 2	(10 Km 以上, 20 Km 未満)	伊勢・仁木・松田・向島・森口・濱・吉川・表原・谷口・菅村
長距離圏	(20Km 以上)	末善・池野・村上・坂東・芳野・出口

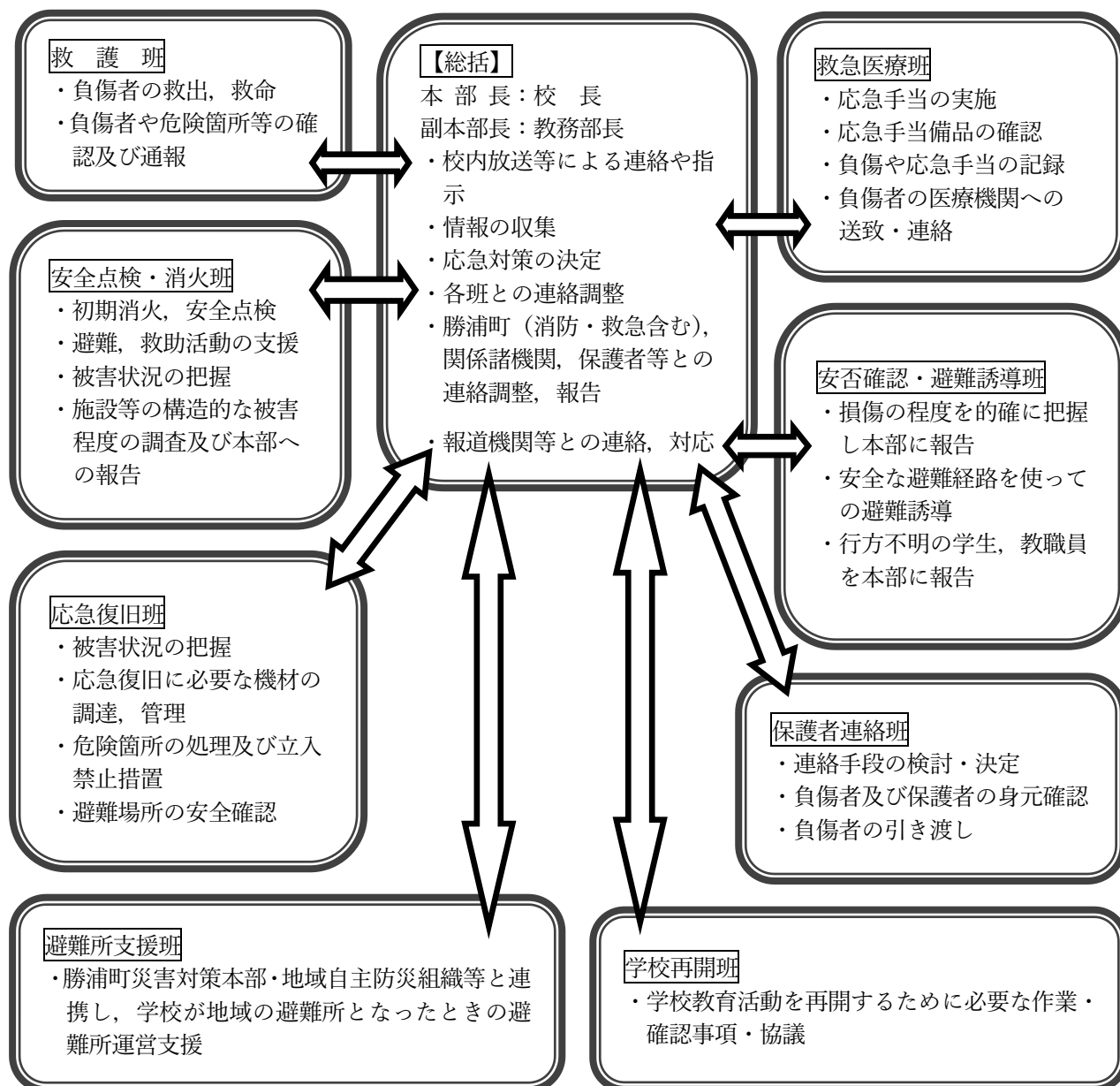
【学校災害対策本部編成表】

	職 名	氏 名	備 考
本 部 長	校 長	末 善 守	施設管理責任者
副 本 部 長	教 務 部 長	伊 勢 和 彦	
副 本 部 長	総 務 部 長	松 平 紀 亮	施設管理責任者代理者（防火管理者兼務）
本 部 員	総 務 課 主 任	谷 口 莉 歩	施設管理担当者
〃	P T 学科長	仁 木 半	教育指導課長
〃	O T 学科長	森 口 智 恵 美	教育指導課長
〃	PT 学科長補佐	松 田 寛 子	教育指導課係長
〃	OT 学科長補佐	坂 東 仁 志	教育指導課係長

【学校災害対策本部組織の分担と担当及び役割】

分担	担当者名	役 割
総 括	本部長 末善 副本部長 伊勢 副本部長 松平 班 長 谷口	・校内放送等による連絡や指示 ・勝浦町役場総務防災課への通報 ・応急対策の決定、各班との連絡調整 ・県、勝浦町災害対策本部、保護者等との連絡調整、報告 ・報道機関等との連絡、対応・情報収集 ・非常持出し品の搬出 ・日誌の記入
安全点検・消火班	班 長 松田 副班長 菅村 〃 池野	・初期消火、安全点検 ・避難、救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
安否確認・避難誘導班	班 長 仁木 副班長 小林 〃 松平	・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の学生、教職員を本部に報告
救急医療班	班 長 森口 副班長 松田 〃 表原	・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡
救護班	班 長 坂東 副班長 芳野 〃 池野	・負傷者の救出、救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
保護者連絡班	班 長 伊勢 副班長 向島 〃 坂東	・連絡手段の検討・決定 ・負傷者と保護者の身元確認 ・負傷者の引き渡し
応急復旧班	班 長 池野 副班長 村上 〃 濱	・被害状況の把握 ・避難場所の安全確認 ・応急復旧に必要な機材の調達、管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置
避難所支援班	班 長 松平 副班長 仁木 〃 小林	・勝浦町災害対策本部、地域自主防災組織等と連携し、学校が避難所となったときの避難所運営支援
学校再開準備班 学校再開班	班 長 末善 副班長 森口 〃 出口	・学校教育活動再開のために必要な作業・確認事項・協議

【学校災害対策本部組織図と分掌】



【災害対策本部の設置基準と設置場所】

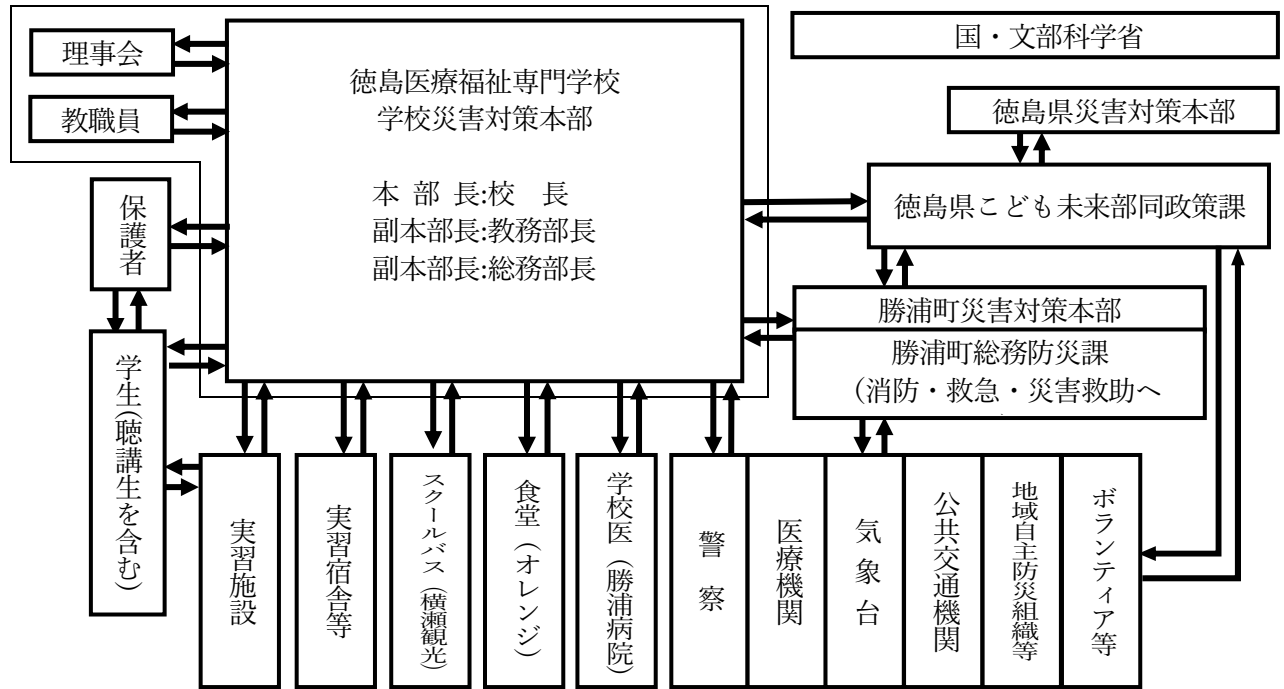
設置権限者 校長（代替 副校長・総務部長）

設置基準	設置場所① (校舎本館の使用が可能な場合)	設置場所② (本館の使用が不可能な場合)	設置場所③ (本館・体育館の使用が不可能な場合)
徳島県災害対策本部の設置基準に準じる	本館 1F 東側校舎 (校長室・図書室・応接室・事務室・教員室・会議室)	体育館	別館 1F 会議室

【災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物品】

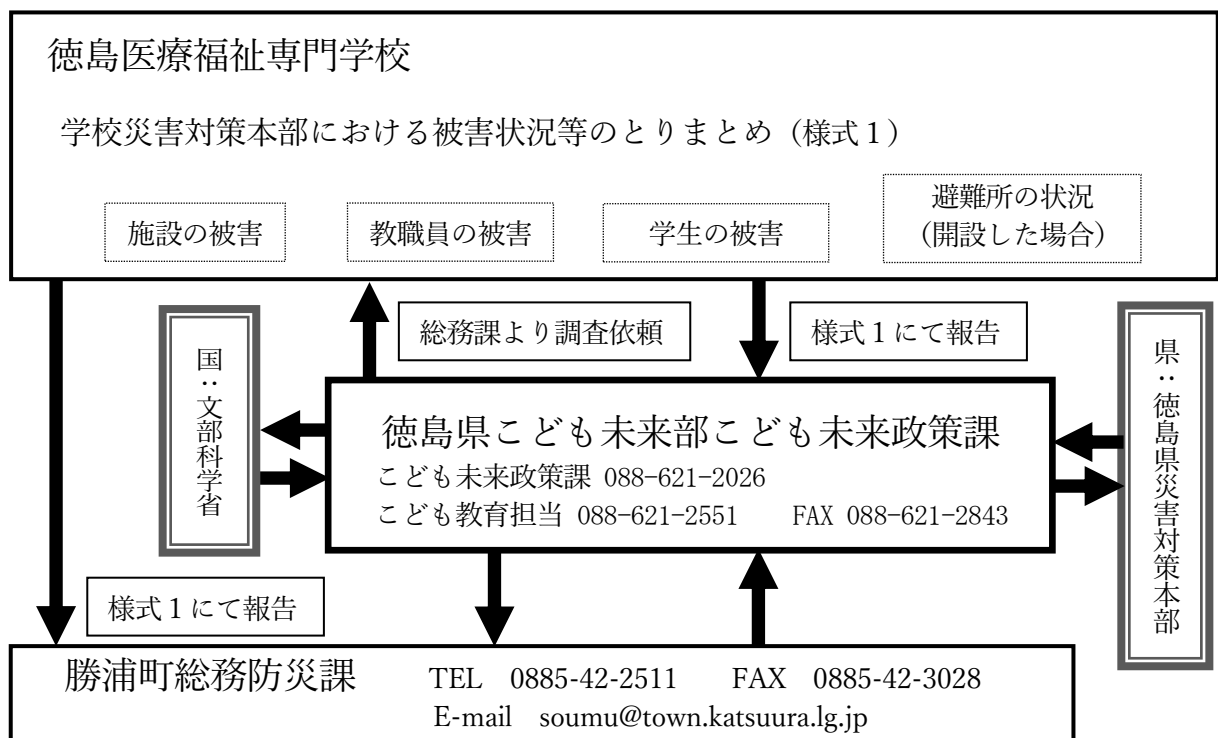
電話（番号 0885-42-4810 ），FAX（番号 0885-42-4815 ）
 ノートパソコン2台，プリンター1台，コピー機，ホワイトボード，デジタルカメラ，携帯電話，
 防災ラジオ，ハンドマイク
 筆記用具（ボールペン，鉛筆，マジック，消しゴム，A4用紙1組，ノート，のり，ガムテープ）

【災害発生時における情報連絡体系図】



【災害発生時における被害状況調査報告体系図】

- ・災害発生後、速やかに、教職員・学生・施設の被害、避難所の状況等を確認し、勝浦町総務防災課並びに徳島県こども未来部こども未来政策課へ報告する。
- ・徳島県こども未来部こども未来政策課より本校へ被害調査の依頼がある場合も、随時、これに従い、報告する。
- ・徳島県こども未来部こども未来政策課並びに勝浦町総務防災課への報告は、【様式1 災害発生時緊急報告用紙】を用いる。
- ・徳島県こども未来部こども未来政策課並びに勝浦町総務防災課への報告は、FAX が使用可能であれば FAX を用いる。
- ・更に詳細な報告が必要な場合は、勝浦町総務防災課と学校が電話或いは電子メールで直接連絡を取る。



【様式１ 災害発生時緊急報告用紙】

様式１ 災害発生時緊急報告用紙

- 教職員・学生・施設の被害、避難所の状況等を確認し、町総務防災課と県子ども未来部子ども未来政策課へ報告する。
- 徳島県子ども未来部子ども未来政策課より本校へ被害調査の依頼がある場合も、随時、これに従い、報告する。
- 県子ども未来部子ども未来政策課から依頼を受けた場合も、県子ども未来部子ども未来政策課と勝浦町総務防災課へ同時送信する。

送付先	徳島県子ども未来部子ども未来政策課 勝浦町役場総務防災課	宛 宛	送付先 FAX 番号	088-621-2843 0885-42-3028
-----	---------------------------------	--------	---------------	------------------------------

校名	徳島医療福祉専門学校	記入者職・氏名	
電話	0885-42-4810	記入年月日	令和 年 月 日
FAX	0885-42-4815	記入時間	時 分

学生等・教職員の被害状況（あり・なし） ※ あり・なしのどちらかを○で囲むこと						
	在籍数	被害なし	死亡	行方不明	怪我	その他
学 生						
教職員						
被害者の 情報	(学科・学年・性別・状況・内容等を記入)					

学校の被害状況（ あり ・ なし ）			※ あり・なしのどちらかを○で囲むこと	
施設名		被害状況		
ライフラインの被害状況				※ 可・不可のどちらかを○で囲むこと
電気	使用	可 ・ 不可	被害状況：	
水道	使用	可 ・ 不可	被害状況：	
ガス	使用	可 ・ 不可	被害状況：	
電話	使用	可 ・ 不可	被害状況：	
トイレの使用（ 可 ・ 不可 ）			※ 可・不可のどちらかを○で囲むこと	
トイレの場所			被害状況	

学校が避難所となった場合の対応状況（あり・なし） ※ あり・なしのどちらかを○で囲むこと			
避難所として開放した建物名（教室名）	状況		
避難所に避難している人数	人	避難所に避難している世帯	世帯

注：人員等が未確定な場合は報告時点で判明した人数を記入し、確定後に再度報告してください。

【学校の概況や立地条件】

学校名	徳島医療福祉専門学校		
〒771-4307	徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字平128番地1		
TEL	(0885) 42-4810	FAX	(0885) 42-4815
校長名	末善 守		
学生数	240名(定員数)	職員数	常勤18名
校舎の立地条件 1) 鉄筋コンクリート造 <u> 3 </u>階建 2) 耐震化 できている 3) 想定される被害 : 内壁・外壁のはく離落下、ガラス破損・落下、瓦落下			
体育館の立地条件 1) 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 <u> 2 </u>階建 2) 耐震化 できている 3) 想定される被害 : ガラス破損・落下			

【地震発生時の基本対応及びその流れ・校内】

緊急地震速報

- ・緊急地震速報を受信（各自携帯）
- ・教室等の出入り口の確保をする。
- ・大きな声で指示「頭部の保護」※ヘルメット着用。

地震発生

STEP 1 学生の安全確保と緊急避難

- ・大きな声で「頭部の保護」を指示し、落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守る。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難を開始する。※非常階段は使用しない。
- ・緊急避難場所：体育館、校舎本館前駐車場、別館側駐車場

【校内放送・ハンドマイク】

「地震が発生しました。安全を確保しながら近くの緊急避難場所に避難してください。」

STEP 2 緊急避難及び指示された避難所へ移動

- ・即座に、上履きのまま、近くの緊急避難場所に、全員がそれぞれ避難する。
- ・教職員は、避難誘導、負傷者搬送を行う。（指示は大きな声で）
- ・総括班は、ブレーカーを落とし、ラジオ等を持って避難する。
- ・学科長は、学科運営関係資料を持って避難する。
- ・担任は学生名簿等を携帯する。
- ・安全を確保しつつ、緊急避難場所から、避難所（特に指示がなければ体育館）に移動する。

STEP 3 避難所での学生の安否確認

- ・学生の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・情報収集をする。

STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・二次災害の危険性がなくなるまで避難所（特に指示がなければ体育館）で待機する。
 - 1) 緊急を要する学生を病院へ搬送し、保護者へ連絡する。
 - 2) 校舎等の被害状況を把握し、危険箇所の立入禁止措置を講じる。（使用可能なら本館講堂へ移動）
 - 3) 勝浦町総務防災課及び徳島県子ども未来部子ども未来政策課へ、学生及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等を連絡する。
 - 4) 必要に応じて警察、医療機関等へ連絡し情報交換する。
 - 5) 地震の規模及び二次災害の危険性の情報（学生の自宅周辺の情報を含む）を把握する。
 - 6) 学生の不安に対処する。
 - 7) 全ての保護者に連絡を取る。※ 連絡事項の統一
 - ・連絡方法：電子メール ・ 学校のホームページ ・ 電話 ・ 地域の有線放送 ・ その他
 - ・連絡事項：学生の安否情報 ・ 避難所 ・ 学校周辺の被害状況（道路状況を含む）
 - 8) 学校（体育館）が地域住民の避難所となった場合、避難所の運営を支援する。
 - 9) 外部（マスコミ等）対応の窓口を副本部長に一本化する。

STEP 5 下校について

- ・二次災害の危険性がなく、通学路等の安全が確保されたら、各自下校する。
 - 寮 生の下校：各寮及び寮周辺と寮までの通学路の安全の確保
 - 通学生の下校：自宅周辺と通学路等の安全の確保（津波警報等の解除を含む）
- ・保護者が学校に迎えに来る場合は学校で待機させ、各担任が対応する。

【地震発生時の情報収集のための機器や方法】

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
緊急地震速報	各員（学生含む）で受信する。	教職員
ラジオ	事務室に設置，地震を感じたら総務次長がラジオをつける。	総務課職員
テレビ	事務室に設置，地震を感じたら総務次長がテレビをつける。	総務課職員
インターネット	各教職員が，常時起動，随時チェックを行う。	教職員
携帯電話（すだちくんメール）	各員（学生含む）で受信する。	教職員
Jアラート ※未設置		

【地震発生時の警戒と避難の判断基準と非常参集配備体制及び避難場所】

警戒/避難	判断基準	避難所・避難経路・学校災害対策本部設置場所
警戒	○震度 5 弱以上 ○校舎本館の被害なし	学校災害対策本部：本館 1F 東側校舎（校長室・事務室） 非常参集配備体制：第 1 非常体制 (P16)
警戒	○震度 5 強以上 ○校舎本館の被害なし	学校災害対策本部：本館 1F 東側校舎（校長室・事務室） 非常参集配備体制：第 2 非常体制 (P16)
避難	○震度 6 弱以上 ○校舎本館の被害なし	緊急避難場所：体育館，校舎本館前駐車場，別館側駐車場 避難所：体育館に避難 校舎の安全が確認できたら，本館講堂に移動 集合形態：学年，クラスごとに整列 学校災害対策本部：本館 1F 東側校舎 （校長室・図書室・応接室・事務室・教員室・会議室） 非常参集配備体制：第 3 非常体制 (P16)
避難	○震度 6 強以上 ○校舎本館が使用不能	緊急避難場所：体育館，校舎本館前駐車場，別館側駐車場 避難所：体育館 集合形態：学年，クラスごとに整列 学校災害対策本部：体育館ステージ ：別館 1F 会議室（体育館が使用不能になった場合） 非常参集配備体制：第 3 非常体制 (P16)

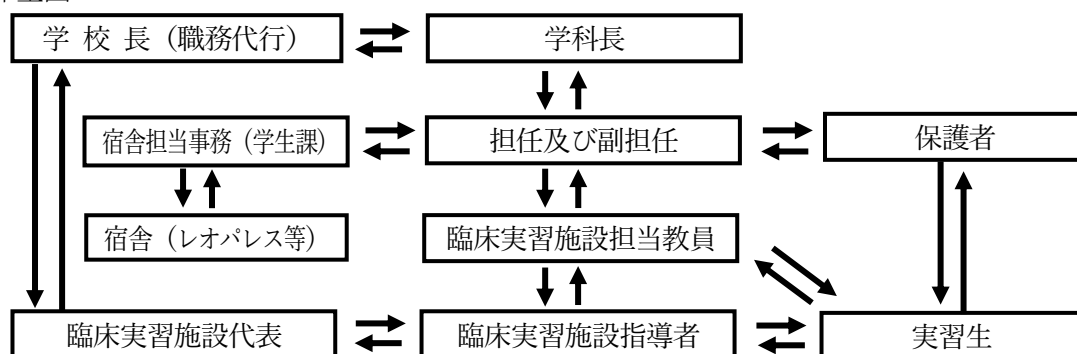
【地震発生時に持ち出さなければならない重要書類と保管場所】

品 名	保管場所	担当者
関係機関連絡一覧表	校長室	校長
学生・保護者名簿（連絡用・安否確認・引き渡し確認用）	教員室	各担任
学科運営関係資料	教員室	学科長
防災関係避難時搬出データ，PC，ハードディスク等	パソコン室	担当教職員

【地震発生時の基本対応及びその流れ・臨床実習】

1. 各実習施設の防災マニュアル等の情報収集
2. 実習時における施設・実習病棟における避難経路の等の確認の徹底
 - 1) 非常口
 - 2) 避難経路
 - 3) 消火栓・消火器の位置
 - 4) 災害発生時の学生の役割
3. 災害発生時は実習先の責任者の指示に従うことを徹底
 - 1) 避難場所・避難経路・避難誘導方法
 - 2) 避難後の報告
 - ・誘導患者・学生の人数報告
 - ・誘導患者・学生の受傷状況等の報告
4. 学生の安否確認
 - 1) 学生より学校へ報告
 - 2) 安否報告の方法：すだちくんメール・携帯メール・電話等
5. 訓練
 - 1) 積極的に実習施設の避難訓練（防災・火災訓練など）に参加
 - 2) 実習施設（訓練室・病棟）避難経路の確認訓練
 - 3) 実習中の安否確認の訓練（学校への報告）
6. その他
 - 1) 宿舎（レオパレス等）の所在確認・避難場所・避難経路・避難方法の確認
7. 安否確認の内容と教職員の対応
 - 1) 学校に連絡する内容や学校からの確認項目については、下記の様な例が考えられる。
 - ア、学生及び家族の安否・けがの有無
 - イ、被災状況
 - ウ、居場所（避難先等）
 - エ、今後の連絡先・連絡方法の確認
 - 2) 学生から情報発信と併せ、学校からの情報発信と方法についても伝えておく。
 - 3) 情報通信網が不通の場合を想定し、事前に学生と保護者での安否確認のルールを決めておく。
 - 4) 教職員は学校の非常参集配備体制に基づき、学生の安否確認を行う。
 - 5) 複数の通信手段で安否確認が行えるよう連絡網を整備しておく。
 - 6) 実習施設からの帰校及び帰宅については被災状況及び二次災害の危険性を考慮し判断する。

7. 連絡体図



【地震発生時の基本対応及びその流れ・課外活動時】

- 1) 災害発生後、できるだけ早く安全な避難場所に避難する。
- 2) すだちくんメールで安否と被災状況を学校災害対策本部に連絡する。
- 3) 引率教員は学校災害対策本部に連絡を取り、被災状況を報告する。
- 4) 二次災害の危険性が無くなるまで、避難場所で待機する。
- 5) 安全が確保されたら、学校災害対策本部に連絡を取り、帰校あるいは帰宅させる。
 - ※ 直接帰宅させるかどうかの判断基準
 - ・ 自宅周辺・帰宅するまでの経路の安全が確保されている。(津波警報等の解除を含む)
 - ・ 保護者に学生が帰宅することを連絡ができています。
 - ・ 被災した場所から学校までの距離が、自宅までの距離より遠い。

【地震発生時の基本対応及びその流れ・登下校中】

- 1) 運転中に緊急地震速報を受信した学生は、付近の広場(駐車場等)に速やかに車両を停車し、地震がおさまるまで待機する。ただし大津波警報が発令されている場合、車両を放置し、付近の予想される津波の高さより高い所に避難する。
- 2) 二次災害の危険性が無くなるまで、避難場所で待機する。登校中の学生は無理に登校しようとしな
い。場合によっては登校を中止して帰宅し、自宅で待機する。
- 3) すだちくんメール・携帯メール等で学校・担任等に安否を連絡する。
- 4) 学校に連絡する項目や学校からの確認項目については、下記の様な例が考えられる。
 - ア、学生の安否・けがの有無
 - イ、被災状況
 - ウ、居場所(避難先等)
 - エ、今後の連絡先・連絡方法の確認
- 5) 学生からの連絡と併せ、学校からの情報発信についても伝えておく。
- 6) 情報通信網が不通の場合を想定し、事前に学生保護者間の安否確認のルールを決めておく。
- 7) 避難経路の確立(命を守る方策の策定)
 - ※ 平常時の通学経路において、地震・津波発生で避難を余儀なくされる場合を想定し、この場所
で発生したら、どこに車両を駐車しどこに避難すべきか等、各自のマニュアルを作成しておく
こと。

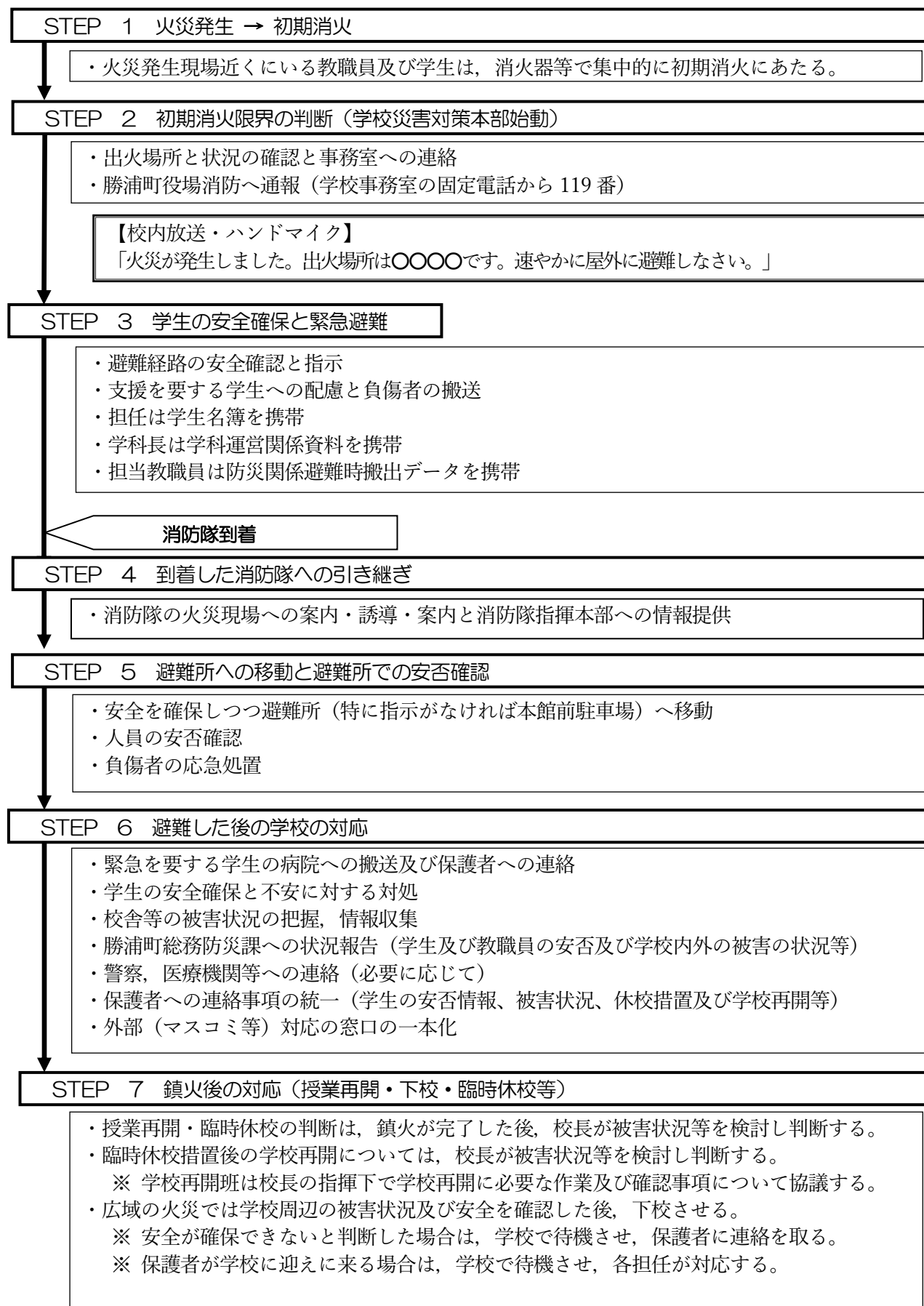
【地震発生時の基本対応及びその流れ・寮在室時】

- 1) 緊急地震速報を受信したら、各自、自室の出入り口を確保する。
- 2) 地震が発生したら頭部を保護し、安全を確保する。
- 3) 大きな揺れがおさまったら、各自、自室のブレーカーを落としてから屋外に緊急避難する。
 - * 帰省や長期実習等で寮を空けるときは、各自、自室のブレーカーを落としておく。
- 4) 安全を確保しつつ、避難所(学校体育館)に移動する。
 - * 緊急用の体育館の鍵は体育館入口付近キーボックスで保管する。
 - * 鹿背山寮生は学校への移動が出来なければ、一時的に、農村環境改善センターへ避難する。
- 5) 負傷者がいる場合は119番に通報し、出来得る限りの応急処置を行う。
- 6) 一応の安全が確保されたら、地震発生時に寮に在室していたかどうかを含めて、全ての寮生は、す
だちくんメール・携帯メール等で学校・担任等に安否を連絡する。
- 7) 学校に連絡する項目や学校からの確認項目については、下記の様な例が考えられる。
 - ア、学生の安否・けがの有無
 - イ、被災状況
 - ウ、居場所(避難先等)
 - エ、今後の連絡先・連絡方法の確認
- 8) 避難所に急行できる教職員は、避難所で寮生の対応にあたる。
- 9) 学生からの連絡と併せ、学校からの情報発信についても伝えておく。
- 10) 情報通信網が不通の場合を想定し、事前に学生保護者間の安否確認のルールを決めておく。
- 11) 一時帰宅する寮生に対しては、学校再開までの間、担任等を通じて、可能な限り連絡を密に行う。

【地震発生時の基本対応及びその流れ・在宅時】

- 1) 自宅・地域の避難所等，安全が確保できる場所で待機させる。
- 2) すだちくんメール・携帯メール等で学校・担任等に安否を連絡する。
- 3) 学校に連絡する項目や学校からの確認項目については，下記の様な例が考えられる。
 - ア，学生及び家族の安否・けがの有無
 - イ，被災状況
 - ウ，居場所（避難先等）
 - エ，今後の連絡先・連絡方法の確認
- 4) 学校災害対策本部からの学校の状況等の情報発信をできるだけ早い段階で実施する。
- 5) 臨時休校などの措置を講じる場合，通信手段が回復したら，学校再開までの間，学校は担任等を通じて，可能な限り連絡を密に行う。

【火災発生時の基本対応及びその流れ・校内】



※ 地震下の火災は『地震発生時の基本対応及びその流れ・校内』を併せて用い、対応する。

【火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法】

機器・方法	設置場所・情報収集の方法	担当者
火災報知器	各教室・特別教室・体育館に設置	総務課職員
受信機	職員室に設置、火災報知器が鳴ったら、受信機で確認後、避難が必要な場合は、校内放送で学生へ避難を指示する。	総務課職員

【火災が発生した場合に持ち出さなければならない重要書類と保管場所】

【地震が発生した場合に持ち出さなければならない重要書類と保管場所】に同じ。

【学生の下校等の安全確認基準と対応について】

(ア) 学生の下校・学校待機の安全確認の基準

安全確認の基準	対 応
・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。	・学生を下校させる。
・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。	・安全が確認されるまで学校に待機させる。 ・保護者に連絡を取る。

(イ) 広域火災により安全に下校ができない場合の保護者への連絡方法

連絡決定責任者：校長 担当者：各担任	
連絡方法・手順	・電子メールを利用した一斉送信 ・緊急連絡先への電話連絡
連絡が取れない場合の対応	・安全が確認されるまで学校に待機させる。

(ウ) 安全に下校ができない場合に学校に迎えに来る保護者への引き渡し方法について

・学校で待機させ、各担任が対応する。

【学生が在校時以外の学校火災での対応】

・自宅・寮等、安全が確保されている場所で待機するよう連絡する。 ・連絡方法：電子メール等を利用した一斉送信・緊急連絡網による電話連絡 ・登校中の学生に連絡がつかず登校した場合は 【火災発生時の基本対応及びその流れ・学生在校時】の【STEP7】に準ずる。 ・校外活動中の場合は引率教員に連絡を取り、学校災害対策本部からの指示を与える。 ※ 学校災害対策本部の判断で、一旦帰校せず、直接帰宅させる場合もある。 ・臨時休校となった場合、通信手段等が回復したら、学校再開までの間、可能な限り、連絡を密に行う。 ・臨床実習中の学生には必要があれば学校の状況と対応を伝える。
--

【学外活動中の火災での対応】

・引率教員に連絡を取り、学校災害対策本部からの指示を与える。 ・連絡がつかない場合に備え、引率教員に次の点について事前確認しておく。 * 火災発生後、できるだけ早く安全な避難場所に避難する。 * 連絡がとれる方法を模索し、学校災害対策本部に学生の安否確認を連絡する。 * 本部からの指示があるまで、避難場所で待機する。 ・学校災害対策本部と協議し、安全が確保されたと判断した場合、帰校または帰宅させる。 ・臨床実習中は【地震発生時の基本対応及びその流れ・臨床実習中】に準ずる。

【寮の火災での対応】

① 火災発生時の初期消火

- ・火災発生現場近くにいる学生は、消火器等で集中的に初期消火にあたる。
- ・大声で他の学生の助けを呼ぶ。
- ・119 番に通報する。

② 初期消火に成功した場合の対応

- ・消火が完了したら、寮生支援長あるいは学生支援長に連絡をとる。
- ・寮生支援長及び学生支援長は総務部長に連絡を取り状況を伝える。
- ・総務部長は第2 非常体制で教職員に連絡を取り対応にあたる。
- ・現場に急行できる教職員は火災発生現場に急行し寮生の対応にあたる。
 - * 寮生の安否確認
 - * 寮の被害状況の把握
 - * 居室が利用できなくなった寮生の対応（一時帰宅の手配等）

③ 初期消火に失敗した場合の対応

- ・初期消火に失敗したら、近くにいる寮生と手分けして対応する。
 - * 大声で、各室のドアを叩きながら、危険を他の学生に知らせ、避難を促す
 - * 管理人室に行き、寮母・管理人に知らせる（鹿背山寮のみ）
 - * 寮生支援長及び学生支援長に連絡
- ・できるだけ早く屋外に避難する。
 - * 鹿背山寮は寮前の道路側の空スペースに避難
 - * 杉の実寮は学校側の駐車場付近に避難
 - * 消防車の到着の妨げにならないように注意
- ・寮生支援長及び学生支援長は、総務部長に連絡を取り状況を伝える。
- ・総務部長は第3 非常体制で教職員に連絡を取り対応にあたる。
- ・学校長は学校災害対策本部を開設し対応にあたる。
- ・現場に急行できる教職員は、火災発生現場に急行し、寮生の対応にあたる。
 - * 寮生の安否確認
 - * 寮の被害状況の把握
 - * 負傷者の対応と保護者への連絡
 - * 居室が利用できなくなった寮生の対応（一時帰宅、体育館への避難等）

④ 火災後の対応について

- ・一時帰宅等により登校できない学生に対して担任を通じて連絡を密に行う。
- ・学校は早期に登校が可能となるよう適切な対策を講じる。

【在宅時の広域災害発生時の火災での対応】

【地震発生時の基本対応及びその流れ・在宅時】に準ずる。

【風水害・大雪発生時の基本対応及びその流れ】

警 報 等 の 種 類	警 報 等 の 発 令 時 刻	学校の授業・安全面への対応
1) 台風接近時 徳島市または勝浦町に 暴風警報 大雨警報 洪水警報等のうち、 どれか1つでも 発令された場合	A) 午前6時の時点で左記の警報等のいずれかが発令されている場合	午前中の授業は休講とします
	B) 午前10時までの間で左記の警報等が解除になった場合 この場合：スクールバスは12時05分に徳島駅より発車します	午後からの授業は通常どおり実施します
	C) 午前10時の時点でも左記の警報等が解除されない場合	臨時休校とします
	D) 登校後に左記の警報等が発令された場合	学校長の判断で授業を中止し下校とします

警 報 等 の 種 類	警 報 等 の 発 令 時 刻	学校の授業・安全面への対応
2) 台風時を除き 徳島市または勝浦町に 暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報等のうち、 どれか1つでも 発令された場合	A) 午前6時の時点で左記の警報等のいずれかが発令されている場合	午前中の授業は休講とします
	B) 午前10時までの間で左記の警報等が解除になった場合 この場合：スクールバスは12時05分に徳島駅より発車します	午後からの授業は通常どおり実施します
	C) 午前10時の時点でも左記の警報等が解除されない場合	臨時休校とします
	D) 登校後に左記の警報等が発令された場合	学校長の判断で授業を中止し下校とします

- * 上記の気象警報が発表される以前または解除後においても、通学手段や通学路の安全確保に疑念や困難が予想される場合、学生の自主的判断による〔遅刻〕〔早退〕〔欠席〕を認めます。
この場合、担任もしくは学校への連絡を必要とします。
- * 上記に示す対応を原則としますが、気象警報の発表を待たずに休講または臨時休校の措置を講ずることがあります。
- * その他、必要と認める時は、各クラスの〔連絡網〕を通じて情報や対応の伝達を行います。
登校前の〔連絡網〕での通信開始は、授業等の対応（休講・休校等）決定後、速やかに実施します。
6時以降、6時30分の間での〔連絡網〕による通信開始を原則としますので、当該時間（午前6時の時点から）には待機しててください。
- * 臨床実習中は原則として実習施設の内規に準じますが、学校から特別な対応を指示することがあります。

【竜巻注意情報が発令された場合の対応】

- * 発令後、1時間は継続的な注意が必要です。急激な気象の変化に気を配り、外出は控えてください。
- * 屋外で活動している学生は、速やかに、屋内または頑丈な物陰に移動してください。
- * 竜巻が発生したら、窓とカーテンを閉めて、窓際から離れてください。

【休日及び夜間に学生寮に『避難指示』が発令された場合の対応】

- * 寮の連絡担当寮生は、発令後、速やかに、寮担当教員または学科長に連絡を取ってください。
- * 鹿背寮生は鹿背寮（横瀬地区）に『避難指示』が発令された場合、寮の二階に緊急避難してください。
- * 鹿背寮生は寮の二階に避難した後、横瀬地区の自主防災組織の指示があればそれに従ってください。
- * 体育館は中山地区の避難所となっていますので地域の住民が避難してくることがあります。
- * 解除されたら、寮の連絡担当寮生は、速やかに、寮生支援長か学科長に連絡を取ってください。

【連絡担当寮生の役割と選任について】

- * 連絡担当寮生は休日及び夜間に『避難指示』が発令された場合、寮生支援長が学科長に連絡を取る。
- * 連絡担当寮生は各棟の各階から2名ずつ、学年・男女の比率を考慮しながら寮生支援長が選任する。

【危険生物に対する対応・情報を入手した場合】

- 1) 入手した危険生物についての情報は学校防災対策委員会副委員長（総務部長）に集約する。
- 2) 総務部長は情報を精査するとともに、学校防災対策委員会委員長（学校長）に報告する。
- 3) 学校長は情報を吟味し、職員・学生などへの周知や、外部関係機関との情報の共有などの必要な対策を講じる。

【危険生物に対する対応・発見、遭遇した場合】

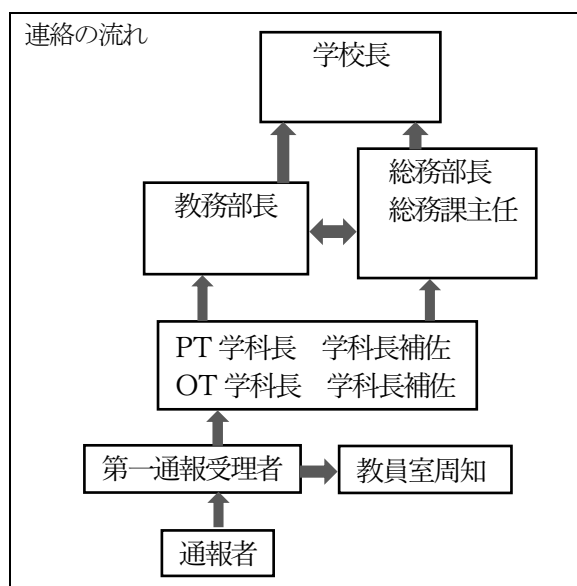
- 1) 第一発見者は危険生物と適切な距離を取るとともに、速やかに学校災害対策本部副本部長（総務部長）に発見を報告する。
- 2) 総務部長は情報を精査するとともに、学校災害対策本部本部長（学校長）に報告する。
- 3) 学校長は非常参集配備体制・第3非常体制を招集し、事態の解決に当たる。
- 4) 学校長は学生などへの周知や、外部関係機関への連絡などの必要な対策を講じる。
- 5) 学校長が必要と判断した場合は外部機関の協力を要請する。

【災害時の情報収集のための機器や方法】

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
気象庁レーダーナウキャスト	事務室に設置、常時起動、注意報警報発令時は随時チェック	総務課職員
テレビ	事務室に設置	総務課職員
ラジオ（電源方式）	事務室に設置	総務課職員
災害無線情報	事務室に設置、自動受信	総務課職員
インターネット・携帯アプリ	各教職員で受信	教職員

【怪我・疾病等アクシデント発生時の基本対応、連絡方法と流れ】

方法	1) 口頭 2) 携帯電話・固定電話 3) 1・2が難しい場合、電子メール
----	---



★することリスト

- 事故・疾病状況を確認し学校長に報告。
- 保護者に連絡。
- 救急（勝浦：42-2500）に通報。
〔場所、年齢、性別、事故・疾病状況等〕
- 車椅子・担架を取りに行く。
- 応急処置をする。
- 救急車に誘導。
- 添乗教員の身分証明書、貴重品、携帯電話を用意。
- 学生の保護者連絡先、生年月日、手荷物、外靴を用意。
- 救急搬送先確定時、保護者、学校に連絡。
- 救急搬送先到着時、保護者、学校に連絡。
- 保護者救急搬送先到着時、学校に連絡。

【地域避難所運営支援計画】

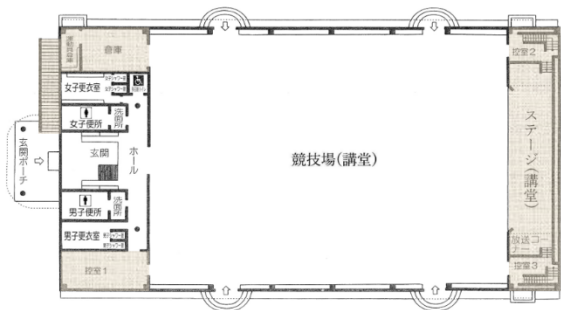
ア 避難所運営支援の基本的流れと期間

避難所運営支援	大災害が発生し、学校が被災・学校が地域の避難所となった場合		
	被災後	避難者が学校へ避難	(1) 避難所の開設
	被災後	1 日程度	(2) 避難所運営委員会の開催
	被災後	2～3 日程度	(3) 避難所の運営
	被災後	4 日以降	(4) 避難所の運営を勝浦町災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織へ移行

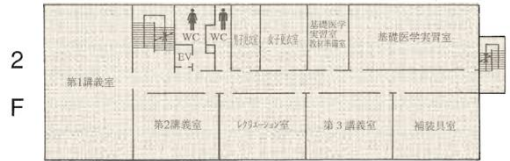
イ 学校が避難所となった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域

収 容 場 所	人 数	立入禁止場所	理 由
体育館（アリーナ）	1 0 0 人	校長室	災害対策本部設置
		教員室・図書室・会議室	代替（災害対策本部）
		体育館ステージ・控室	代替（災害対策本部）
		事務室	緊急機材あり
		パソコン室	個人情報あり
		保健室	薬品等
		各教室	学生避難所として使用
		食堂	学生避難所として使用
		厨房	外部業者衛生管理区域

変更後 建物の平面図 体育館



変更後 建物の平面図 本館



変更後 建物の平面図 別館



ウ 地域避難所運営機関と避難所運営関連機関

避難所運営機関：勝浦町災害対策本部

避難所運営関連機関

- ・勝浦町役場総務防災課：徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
電話：0885-42-2511
- ・国民健康保険勝浦病院：徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国 1 3 - 2
電話：0885-42-2555 FAX：0885-42-3343 IP：050-3438-7441

エ 学校が地域避難所となった場合に、使用する備蓄品

備 蓄 品 名	数 量	使用期限	保管場所	管理責任者	確認日
7 年保存飲料水 500ml 入り	312	R8.1.15	備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
カロリーメイト	300	R7.11.2	備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
生理用品（昼用）	900		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19
生理用品（夜用）	140		備蓄倉庫	谷口莉歩	R7.3.19

オ 地域避難所運営支援のための役割分担

班 名	担当者名	役 割
総務班	班長 松平 副班長 伊勢 池野 表原	・運営本部会議の事務局 ・避難所記録 ・地域との連携 ・その他
被災者管理班	班長 池野 副班長 森口 出口 谷口	・名簿管理 ・問い合わせへの対応 ・取材への対応 ・郵便物・宅配物の取り次ぎ
情報班	班長 仁木 副班長 坂東 向島	・避難所内外の情報収集 ・避難所外向けの情報発信 ・避難所内向けの情報発信
食料・物資班	班長 松田 副班長 小林 菅村	・食料・物資の調達・受入・管理・配給
施設管理班	班長 坂東 副班長 村上 表原	・危険箇所対応 ・防火防犯警備
保健・衛生班	班 長 森口 副班長 村上 濱	・衛生管理, ゴミ, 風呂, トイレ, 掃除 ・医療・介護活動 ・生活用水の管理
ボランティア班	班 長 小林 副班長 松田 芳野	・ボランティアの受入・管理 ・連絡, 調整

【学校教育活動の再開に向けての計画】

ア 学校教育活動の再開に向けて目標日数

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援
被災後 1 日程度	学校再開準備班の設置	○学校再開に向けての情報収集・準備
		○学生及びその家族の安否確認 ○学生の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
被災後 3 日程度	学校再開班の設置	○応急教育Ⅰの実施 ○心のケア等を実施し、学生の心身の健康状態の回復・維持
		○県からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（学生・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保
		○登校可能な学生の人数確認 ○学生の心理面の状況把握 ○勤務可能な教職員の人数確認 ○学生の学習に必要な教科書・学用品の確認
		○応急教育Ⅱの計画の作成 ○学生の心のケアの体制整備 ○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施 ○授業再開の日程協議（学生・保護者への連絡） ○授業形態の工夫 ○不足教職員についての応援態勢・配置・授業等の対応 ○可能な範囲の教科書等の確保 ○学生の心のケア対策の支援体制 ○避難所（避難者）の理解
被災後 8 日程度	仮登校日の実施	○応急教育Ⅱの実施 ○授業場所の対応 ○授業形態の工夫
		○教科書等の確保 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、学生の学力補充 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災学生への就学援助等
被災後 30 日程度	平常時の学校教育活動の再開	

イ 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するための場所・内容・形態

(1) 応急教育Ⅰ

- 場所：校舎本館各教室・校舎別館各教室・グラウンド等（被害の状況により変更）
- 内容：実習作業
- 形態：心のケアを中心に，参加できる学生を対象に，学科，学年に関係なく実施する。

(2) 応急教育Ⅱ

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1 予 定 場 所	条件 ・校舎本館の被害が軽微な場合 ・学生の7割以上が登校	場所：1年・2年は校舎本館で，被害が少ない教室を使用 3年は第7講義室・第8講義室を使用 形態：可能な限り平常通り。 教科書は複数名で使用する。
第2 予 定 場 所	条件 ・校舎本館の被害が相当に甚大な場合 ・学生の5割以上が登校	場所：校舎別館を使用 第6講義室：両学科3年 第7講義室：PT学科（午前：1年 / 午後：2学年） 第8講義室：OT学科（午前：1年 / 午後：2学年） 形態：1学年・2学年は午前・午後の二部授業を実施する。
第3 予 定 場 所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・学生の5割以上が登校	場所：グラウンド他 形態：実習 午前あるいは午後のみ。

学校法人勝浦学園 徳島医療福祉専門学校